

各所属長 殿

和歌山県警察本部長

原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認について（普通）

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 67 号）により、歩行補助車等に関する規定が整備されたことに伴い、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づく原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認（以下単に「確認」という。）の手續等について、令和 5 年 4 月 1 日から下記のとおり運用するので、関係所属においては誤りのないようにされたい。

記

1 確認の手續等

(1) 警察署長の確認

原動機を用いる乳母車のうち、府令第 1 条第 1 項第 1 号に定める車体の大きさの基準に該当しないものを、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）上の乳母車として用いるためには、当該乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）によって通行させることで、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、通行の場所を管轄する警察署長（通行の場所が 2 以上の警察署長の管轄にわたるときには、そのいずれかの警察署長）の確認を受けなければならない。

(2) 申請の手續

確認は、確認申請書（別記様式第 1 号）の提出があった場合に行うものとする。

(3) 審査の方法

申請者に次の書類を提出させ、これらの書類の書面審査により確認の適否を判断するものとする。ただし、これらの書類の書面審査のみでは判断できない場合においては、申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての実地調査を行う。

ア 申請に係る乳母車を製作又は販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

（例）・ 申請に係る乳母車が通行する経路を示す見取図

- ・ 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じる安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意し

ながら通行するなど）が分かる書面

(4) 確認証の交付等

確認を行うに当たっては、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）が確認証番号交付簿（別記様式第2号）により管理する番号の交付を受け、同番号を記入した確認証（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。この場合において、確認証交付簿（別記様式第4号）に必要事項を記載しておくこと。

2 確認証交付後の報告

確認証を交付したときは遅滞なく、当該確認証の記載事項について、交通企画課長を経由して報告すること。

3 確認証の返納

利用者が当該乳母車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を返納させるものとする。

なお、確認証の返納があったときは遅滞なく、当該確認証の番号及び返納日を交通企画課長を経由して報告すること。

4 運用上の留意事項

(1) 利用者が、確認を受けた乳母車を利用するときは確認証を携帯するよう指導すること。

(2) 従前、原動機を用いる小児用の車として確認証の交付を受けている者については、改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はない。

5 公文書ファイルの備付け等

(1) 交通企画課長は、確認証番号交付簿及び原動機を用いる乳母車報告受理関係書類を襲用1年間保存するものとする。

(2) 警察署長は、確認証交付簿及び原動機を用いる乳母車申請関係書類を3年間保存するものとする。

(別記様式省略)

【本件担当】

交通部交通企画課
企画指導係